

津久見市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画 策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、津久見市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務の受託者を選定する場合の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

津久見市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託

(2) 委託内容

「津久見市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」の
とおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 契約限度額

本業務の限度額は、金5,203,000円（消費税及び地方消費税（10%）の額を含む。）とする。

※ただし、消費税及び地方消費税の税率が変動したときは、変動後の税率において変更契約を行う。

3 受託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加申込できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 平成28年度以降に、地方公共団体との間で高齢者福祉計画及び介護保険事業計画又はそれに類する契約を締結し、完了した実績を有すること。
- (2) 令和7年度津久見市競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 大分県及び津久見市から入札参加資格停止又は、それに準ずる措置を受けていないこと。
- (5) 津久見市暴力団排除条例（平成23年条例第1号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は、法人以外の団体
 - ② 税の滞納をしている者
- (8) 各提出期限までに参加申込書及び添付書類を全て提出するほか、提出後においても、

本市が必要に応じて請求する書類を提出できる者であること。

- (9) 履行期間中において、「7 企画提案書等の提出」に記載した担当者・担当チームが責任もって業務を完結できる体制を保有していること（担当者・担当チームは、特別の理由があると認められる場合を除き、変更できない。）。

5 実施スケジュール

内 容	日 程
公募開始の公表（実施要領等の配布）	令和8年1月26日（月）
質問票（実施要領・参加申込）の受付期限	令和8年2月4日（水）正午まで
質問票（実施要領・参加申込）の回答	令和8年2月6日（金）
参加申込書の提出期限	令和8年2月10日（火）午後5時まで ※受付は、土日を除く平日の午前9時から午後5時まで (郵送の場合は2月10日（火）午後5時必着)
質問票（仕様書）の受付期限	令和8年2月13日（金）正午まで
質問票（仕様書）の回答	令和8年2月17日（火）
企画提案書等の提出期限	令和8年2月27日（金）午後5時まで ※受付は、土日を除く平日の午前9時から午後5時まで (郵送の場合は2月27日（金）午後5時必着)
ヒアリング審査予定日	令和8年3月24日（火）予定
審査結果の通知	令和8年3月27日（金）予定

6 参加申込

- (1) 「4 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受付けないものとする。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）
- ③ 業務実績表（様式3）

- (2) 提出部数

各書類1部提出

- (3) 提出方法

持参又は郵送等（受取が確認できる方法）により提出すること。持参の場合は、土日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。封筒等の表面に「参加申込書在中」と朱書きすること。郵送等の場合は、提出期限までの必着とする（到着の有無について提出先へ確認すること。提出期限を過ぎた場合は受付しないものとする）。

- (4) 提出期限

令和8年2月10日（火）午後5時必着

(5) 提出先

津久見市長寿支援課
〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号
TEL 0972-82-9533 (直通) FAX 0972-82-9520
E-mail : ishii-shin@city.tsukumi.lg.jp 担当 : 石井

(6) 参加資格の承認

参加資格の承認の可否については、令和8年2月16日（月）までに、参加申込書に記載された担当者に電子メールで通知する。

7 企画提案書等の提出

津久見市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書の業務内容を踏まえ、次の要領で以下必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 送付書（様式4）
- ② 企画提案書（様式5）

※企画提案書の作成については、（様式5）後段に掲載している「企画提案書記載要領」を参照すること。

- ③ 見積書（任意様式）

(2) 提出部数

各書類：8部（①・③は1部に押印し、7部を複写すること）

③の宛先は津久見市長とし、企画者の所在地、事業者名、代表者名を必ず記載し、代表者印を押印すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送等（受取が確認できる方法）で提出するものとし、封筒等の表面に「企画提案書在中」と朱書きすること。

(4) 提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時までとする。

なお、提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出先

「6 参加申込」の「（5）提出先」のとおり

8 提案の審査項目及び配点（合計100点）

審査項目	審査基準	審査配点
1 業務経歴	過去に同様の業務又は類似の実績があり、良好な実績をあげているか。 発注者の要請に応じることができるノウハウを有しているか。	5
2 業務実施体制	業務遂行に十分な体制（営業職以外の専属スタッフの配置等）を確保し、発注者との連絡調整、迅速な対応が可能であるか。 実施スケジュールは現実的かつ実行可能なものと	5

	なっているか。		
3 見積額	見積額が最も低かった事業者に満点を付する。その他の事業者については、見積額が最も低かった事業者の見積額（A）を当該事業者の見積額（B）で除した数値（A ÷ B）に配点（10点）を乗じて得た得点とする（小数点以下切捨て）。	10	
4 業務内容	柔軟な対応性	市の体制に合わせ、柔軟に対応することが可能か（必要に応じて策定委員会等への出席や説明が可能か） 国・県の動向に合わせ、臨機応変に対応できるか（緊急性への対応）	10 10
	業務の効率性及び実現性	業務の実施手順は効率的で、実現性の高いスケジュールとなっているか	10
	提案の的確性	必要とする資料やデータの収集方法・分析方法等が的確であるか。	15
		本市の地域特性や課題等を的確に把握できる手法が的確であるか。	15
	提案の妥当性	実態に即し、本市に対する独自の提案がなされているか。	10
合 計			100

9 審査方法

（1）審査体制

企画提案書の審査は、津久見市及び津久見市から委任を受けた5人の審査員が行う。

（2）審査方法

審査は、ヒアリング審査によって行うものとする。なお、企画提案書の提出者が5者を超えた場合については、企画提案書等を審査し（書類審査）、上位5者をヒアリング審査の対象とする。（書類審査においても、（1）の審査体制で行うこととし、審査を行った場合は、令和8年3月4日（水）までに審査結果を電子メールで通知する。）

審査は、本実施要領8の「提案の審査項目及び配点」の審査項目・審査基準により採点し、各審査員の採点結果の合計点が最も高かった者を最優秀提案者、2番目に高かった者を次点提案者として選定する。

なお、提案者が1者であっても、内容の審査及び評価を行い、基準（合計の6割）を満たしていると判断した場合は最優秀提案者として選定する。

- ① 実施予定日 令和8年3月24日（火）
 - ② 実施場所 津久見市役所 新館2階会議室
 - ③ 実施方法
 - ア 1者あたり40分（説明20分以内、質疑20分程度）
 - イ 説明者は、原則として本業務を実施する際の責任者にあたる者とする。
 - ウ 出席者は5名以内（パソコン操作をする者含む。）とする。
 - エ プレゼンテーションは、出席者が提出した企画提案書の内容について説明することとし、スクリーン等に投影して説明することもできる。
 - オ プレゼンテーションにパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、長寿支援課に事前に連絡をすることとする。パソコンは事業者が持参すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンについては、市が用意することも可能なため、使用する場合は事前に申し出ること。
 - カ 提出された企画提案書及びプレゼンテーション等審査の内容については、非公開とする。
 - キ 審査結果に対する異議申立ては受理しないこととする。
- （3）受託候補者の特定
- ヒアリング審査の選定結果を基に受託候補者を特定し、書面により通知することとする。
- （4）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② 委託契約の前日までに「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ③ 見積額が契約限度額を超えている場合
- ④ 不正と認められる行為があった場合
- ⑤ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10 質問及び回答

本プロポーザルに関して、質問がある場合は、「質問票（様式6）」を提出すること。

（1）受付期限

- ① 実施要領・参加申込に係る質問 令和8年2月4日（水）正午まで（必着）
- ② 仕様書に係る質問 令和8年2月13日（金）正午まで（必着）

（2）提出方法

「質問票（様式6）」に必要事項を記入の上、電子メールにて受付期限内に提出するこ

と。電子メールの標題は「プロポーザル質問（事業者名）」とし、メール送信後、「長寿支援課」に受信確認の電話をしてください。

（3）回答

① 実施要領・参加申込に係る質問の回答

令和8年2月6日（金）午後1時に市のホームページで公開する。

② 仕様書に係る質問の回答

令和8年2月17日（火）に、電子メールにて全てのプロポーザル参加者に通知する。

（4）メール提出先

E-mail : ishii-shin@city.tsukumi.lg.jp

津久見市長寿支援課 担当：石井 TEL 0972-82-9533（直通）

（5）その他

① 質問者の名称については公表しない。

② 審査に関する質問には応じない。

1.1 注意事項

- （1）提案に関する費用は全て提案者の負担とする。
- （2）提案に関する提出物は返却しない。
- （3）「参加申込み」の後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出するものとする。
- （4）提出書類の著作権は参加する事業者に帰属するものとし、津久見市が無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続及び事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。
- （5）本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、津久見市情報公開条例（平成11年条例第22号）に基づき、提出書類の公開について判断するものとする。